

太陽光発電施設の設置に係る関係法令及び相談窓口

No.	法令等名	相談窓口	電話番号	備考
1	森林法	産業文化部 林業振興課 林業振興係 (松阪市飯高地域振興局)	0598-46-7124	開発する地域森林計画の対象となっている民有林の面積が1haを超えない場合は、あらかじめ伐採及び伐採後の造林の届出書の提出が必要です。(伐採を始める90日から30日前までに届出が必要)ただし、保安林や伐採面積が0.5haを超える場合は、国県等へ許可申請を行なうなど、別途手続きが必要となります。
2	農地法	農業委員会事務局 (松阪市役所 4階)	0598-53-4137	登記地目が田・畑などの農地又は登記地目に関わらず現況が農地である場合は、農地法の転用手続きが必要です。
3	文化財保護法	産業文化部 文化課 文化財係 (松阪市役所 4階)	0598-53-4393	周知の埋蔵文化財包蔵地内の土木工事等は、規模に関わらず届出が必要です。協議の結果、埋蔵文化財の破壊が免れないと判断された場合は、記録保存のための発掘調査が必要となり、発掘調査が終了すれば施工可となります。 工事中に新たに遺跡を発見した場合も届出が必要です。
4	景観法	建設部 都市計画課 景観係 (松阪市役所 第1分館)	0598-53-4166	下記に該当する場合は、松阪市景観計画(以下、景観計画)に基づく届出等が必要です。(通常は届出から30日間の工事着手制限期間があります。) ①工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(太陽光発電設備の新設では、高さ10mを超えるもの又は築造面積が1,000㎡を超えるもの) ②開発行為又は土地の開墾その他の土地の形質変更(行為に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの、又は行為に伴い生ずる擁壁又は法面の高さが5mを超え、かつ長さが10mを超えるもの) また、景観計画区域における重点地区では、景観計画に定める一定の行為について規模に関わらず届出等が必要となります。建築物の新築や増築、外観の変更などその他の行為は、景観計画をご確認ください。
5	三重県屋外広告物条例	建設部 都市計画課 景観係 (松阪市役所 第1分館)	0598-53-4166	当該ガイドラインに掲示を求められている標識は屋外広告物に該当し、商品名、商標、営業内容が表示されていない場合は管理広告となります。この場合、敷地内の管理広告の合計面積が3㎡以下であれば適用除外となり、届出は不要となります。 ただし、敷地内の管理広告の合計面積が3㎡を超える場合は、届出が必要で、面積に応じて手数料が必要です。また、看板を設置する場所が禁止地域の場合は、敷地内の管理広告の合計面積は7㎡が上限となります。 管理広告に該当しない屋外広告物を掲出する場合は、3㎡以下であっても届出が必要で、面積に応じて手数料が必要となります。
6	都市計画法	建設部 都市計画課 まちづくり計画係 (松阪市役所 第1分館)	0598-53-4168	都市計画施設または市街地開発事業の区域内において、建築物の建築を行う場合は、建築の許可が必要です。 都市計画事業地内において、事業施行の障害となるおそれがある建築等を行う場合は、建築等の許可が必要です。
		建設部 建築開発課 開発係 (松阪市役所 第1分館)	0598-53-4197	建築物に該当しない太陽光発電パネルの設置を目的とした造成は、都市計画法に規定する開発行為に該当せず、開発許可手続きは不要です。 また、付属建築物がある場合でも、主として付属建築物の建築を目的とした造成ではないことから、同様に開発行為に該当せず、開発許可手続きは不要です。 ただし、建築許可が必要な場合があります。
7	建築基準法	建設部 建築開発課 審査係 (松阪市役所 第1分館)	0598-53-4156	土地に自立する太陽光発電設備については、架台下の空間に人が立ち入るもの(メンテナンスのみに立ち入るものを除く)、又は、架台下の空間を居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管若しくは格納その他の屋内的な用途に使用するものは、建築物に該当し、原則として建築確認申請が必要です。 また、付属建築物がある場合も建築確認申請が必要です。建築物に該当するか不明な場合は、建築開発課審査係に相談してください。

No.	法令等名	相談窓口	電話番号	備考
8	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	建設部 建築開発課 審査係 (松阪市役所 第1分館)	0598-53-4156	建築物の新築、増築、改築で当該部分の床面積の合計が300㎡以上の規模の場合は、届出が必要です。
9	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例	建設部 建築開発課 審査係 (松阪市役所 第1分館)	0598-53-4156	開発行為等において、歩道、公園緑地を設置する場合は、事前に協議が必要となります。 建築物のうち特定施設に該当するものの新築等を行う場合は、事前に協議が必要となります。 ※土地に自立する太陽光発電施設の取扱いは、No.7を参照
10	建設リサイクル法	建設部 建築開発課 指導防災係 (松阪市役所 第1分館)	0598-53-4071	特定建設資材(コンクリート、アスファルト、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材)を用いた建築物や土木工作物等を解体する工事又は特定建設資材を使用する新築工事や土木工事であって、一定規模以上の工事の場合、届出又は通知をしなければなりません。
11	消防法	松阪地区広域消防組合消防本部 予防課 危険物係	0598-25-1412	発電事業の実施に際して、危険物に指定される物質を一定量使用する場合、事前に許可が必要です。
12	騒音規制法、振動規制法(三重県生活環境の保全に関する条例)	環境生活部 環境課 保全係 (松阪市役所 第4別棟)	0598-53-4067	法律・条例に基づく(特定)建設作業を伴う建設工事を施工しようとする場合は、所定の届出が必要です。
13	松阪市開発行為に関する環境保全条例	環境生活部 環境課 保全係 (松阪市役所 第4別棟)	0598-53-4067	1万平方メートル以上の山林の伐採や土石、砂利採取による山林、河川等の形状変更については、あらかじめ市長に届出承認を受ける必要があります。
14	道路法 河川法 松阪市法定外公共物条例	建設部 建設保全課 監理係 (松阪市役所 2階)  旧嬉野町、三雲町内 ⇒北部建設保全事務所 (松阪市嬉野地域振興局)  旧飯南町、飯高町内 ⇒西部建設保全事務所 (松阪市飯高地域振興局)	0598-53-4412  0598-48-3042  0598-46-7125	道路、河川、法定外道路、水路について占有・加工行為を行う場合には許可が必要です。また、占有以外にも用途廃止等の土地の利用に関する事については、事前に当該窓口にて協議をしてください。 なお、内容によっては左記相談窓口以外の部署と協議が必要となる場合があるため、相談してください。
15	都市公園法	建設部 土木課 公園係 (松阪市役所 2階)  旧嬉野町、三雲町内 ⇒北部建設保全事務所 (松阪市嬉野地域振興局)	0598-53-4167  0598-48-3042	都市公園について、占有・加工行為を行う場合には許可が必要です。 なお、内容によっては左記相談窓口以外の部署と協議が必要となる場合があるため、相談してください。